

改正

昭和51年5月18日規則第21号

昭和57年10月1日規則第43号

昭和61年3月31日規則第35号

昭和61年6月6日規則第56号

平成3年3月30日規則第32号の2

平成3年4月1日規則第50号

平成5年1月18日規則第1号

平成5年4月1日規則第39号の4

平成5年7月8日規則第51号

平成10年7月28日規則第90号

平成11年10月14日規則第107号

平成12年3月28日規則第52号

平成12年7月14日規則第175号

平成12年10月24日規則第208号

平成12年12月26日規則第234号

平成13年3月21日規則第12号

平成14年3月29日規則第27号

平成14年10月18日規則第92号

平成16年3月12日規則第21号

平成18年3月24日規則第31号

平成19年3月27日規則第33号

平成20年3月25日規則第23号

平成21年3月31日規則第33号

平成27年12月28日規則第86号

平成30年3月23日規則第20号

令和4年4月1日規則第17号

保健婦、看護婦等養成奨学金貸付け規則をここに公布する。

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例（昭和37年高知県条例第29号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(県内指定医療機関等)

第2条 条例第2条第1項第1号に規定する県内指定医療機関等（以下「県内指定医療機関等」という。）は、別表に定める区域にある医療機関等（同号に規定する医療機関等をいう。以下同じ。）とする。

(奨学金の貸付けの申請)

第3条 条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による看護師等養成奨学金貸付け申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、奨学金に係る申請者が未成年であるときは、当該看護師等養成奨学金貸付け申請書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。

- (1) 身上調書（別記第2号様式）
- (2) 戸籍抄本
- (3) 誓約書（別記第3号様式）
- (4) 条例第2条第1項第1号に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の在学証明書
- (5) 養成施設の長（養成施設が大学であるときにあっては、大学又は学部若しくは学科の長。次条において同じ。）の推薦書
- (6) 申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書
- (7) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

2 申請者は、2人の連帯保証人を定め、前項の看護師等養成奨学金貸付け申請書に署名させなければならない。

3 前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(奨学金の貸付けの決定等の通知)

第4条 知事は、前条第1項の規定による看護師等養成奨学金貸付け申請書を受理したときは、奨学金を貸し付けるかどうかを決定し、奨学金を貸し付ける者にあつては別記第4号様式による看護師等養成奨学金貸付け決定通知書により、奨学金を貸し付けない者にあつては別記第5号様式

による看護師等養成奨学金貸付け不承認決定通知書により、同項第5号に掲げる推薦書を提出した養成施設の長を経由して、当該申請者に通知するものとする。

(奨学金の貸付けの時期等)

第5条 奨学金の貸付けは、年2回とし、7月及び12月に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第7条第1項に規定する借受者（以下「借受者」という。）は、知事が別に定めるところにより、奨学金を振り込む口座を指定しなければならない。指定した口座を変更しようとするときも、同様とする。

(成績証明書等の提出)

第6条 借受者は、奨学金の貸付けを受けている間、前学年度の学業成績を証明する書類並びに第3条第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる書類を毎年4月30日までに知事に提出しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第7条 借受者は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人を変更したとき若しくは知事が連帯保証人を不適當であると認めて変更を命じたときは、直ちに別記第7号様式による連帯保証人異動報告書に別記第8号様式による保証書及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、借受者が未成年であるときは、当該連帯保証人異動報告書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。

(借受者の届出義務)

第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 借受者又は連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 在学する養成施設を他に転じたとき。
- (3) 養成施設を休学し、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、借受者の身上に異動を生じたとき。

(奨学金の貸付けの一時停止の通知)

第9条 知事は、条例第4条の規定に基づき奨学金の貸付けを一時停止するときは、別記第9号様式による看護師等養成奨学金一時停止通知書により、当該借受者に通知するものとする。

(奨学金の貸付けの再開の手続)

第10条 条例第5条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開を申請しようとする借受者は、別記第10号様式による看護師等養成奨学金再開申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による看護師等養成奨学金再開申請書を受理した場合において、奨学金の貸付けを再開することを決定したときは、別記第11号様式による看護師等養成奨学金再開決定通知書により、当該借受者に通知するものとする。

(奨学金の貸付けの辞退)

第11条 借受者は、奨学金の貸付けを受けることを辞退しようとするときは、別記第12号様式による看護師等養成奨学金辞退届を知事に提出しなければならない。

(奨学金の貸付けの取消しの通知)

第12条 知事は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消すときは、別記第13号様式による看護師等養成奨学金取消し通知書により、当該借受者に通知するものとする。

(奨学金の分割償還の承認手続)

第13条 条例第7条第2項の規定に基づき奨学金を分割して償還させる必要があると認めるときは、経済的な理由により貸付けを受けた奨学金を直ちに償還することが困難なときその他奨学金を分割して償還させることが適当であると知事が認めるときとする。

2 条例第7条第2項の規定に基づく奨学金の分割による償還を申請しようとする借受者は、別記第14号様式による看護師等養成奨学金分割償還承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による看護師等養成奨学金分割償還承認申請書を受理した場合において、奨学金を分割して償還させることを承認したときは、別記第15号様式による看護師等養成奨学金分割償還承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。

4 奨学金の分割償還は、奨学金を分割して償還することを承認された期間内において、月賦の均等払によりしなければならない。ただし、繰上償還をすることを妨げない。

5 知事は、条例第7条第2項の規定に基づき奨学金を分割して償還させることを承認した場合において、その償還をしている期間中に同条第3項の規定により利息を付し、又は利息を付さないこととなったときは、その都度、前項の規定による毎月の償還額を算定し、当該借受者に通知するものとする。

(利息の利率)

第14条 条例第7条第3項の知事が定める割合は、年3.0パーセントとする。ただし、知事が特にやむを得ないと認めるときは、利息を付さないことができる。

(奨学金の償還の猶予の承認手続)

第15条 条例第8条の規定による奨学金の償還の猶予を申請しようとする借受者は、別記第16号様式による看護師等養成奨学金償還猶予承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による看護師等養成奨学金償還猶予承認申請書を受理した場合において、奨学金の償還の猶予を承認したときは、別記第17号様式による看護師等養成奨学金償還猶予承認通知書により、当該借受者に通知するものとする。

(償還の猶予に係る医療機関等)

第16条 条例第8条第2号及び第3号の知事が別に定める医療機関等は、次に掲げる医療機関等とする。

(1) 国立又は公立（公立に準ずると認められる場合を含む。）の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下この条において同じ。）

(2) 医療法第7条第1項又は第2項の規定による知事の許可を受けた病床数（以下この号において「許可病床数」という。）が100床以上であって、かつ、同項第4号に規定する療養病床の病床数が当該許可病床数の50パーセント未満である病院

(3) 医療法第42条の2第1項の規定に基づき社会医療法人が開設する病院

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設のうち同法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設である病院

(5) 前各号に掲げる医療機関等のほか、知事が指定する医療機関等

(奨学金の償還の免除の承認手続)

第17条 条例第9条第1項第1号から第3号までの規定による期間の算定に当たっては、県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーション（条例第2条第1項第1号に規定する県内訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）において看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の業務に継続して従事した期間は、月数によるものとし、月の途中で当該期間が開始し、又は終了した場合は、当該月における日数が15日を超えるときにあってはこれを1月とし、15日以下のときにあってはこれを切り捨てるものとする。

2 条例第9条第1項の規定による奨学金の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第18号様式による看護師等養成奨学金償還免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除は、県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に継続して従事した期間が当該借受者に奨学金を貸し付けた期間（奨学金の貸付けを一時停止した期間を除く。次項において同じ。）に達していたときに行うものとする。この場合における期間の算定に当たっては、第1項の規定を準用する。

- 4 前項の場合において、奨学金の一部の償還を免除する額は、同項の奨学金の一部の償還の免除の要件となった県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に継続して従事した期間を当該借受者に奨学金を貸し付けた期間の1.5倍に相当する期間で除したものに当該借受者に貸し付けた奨学金の額を乗じて得た額とする。
- 5 第3項に規定する場合のほか、知事が奨学金の一部の償還を免除することが適当であると認めるときは、奨学金の一部の償還を免除することができる。
- 6 条例第9条第2項の規定に基づく奨学金の一部の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第19号様式による看護師等養成奨学金償還一部免除承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 7 条例第9条第3項の規定に基づく奨学金の全部又は一部の償還の免除を申請しようとする者は、別記第20号様式による看護師等養成奨学金償還（一部）免除承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 知事は、第2項の規定による看護師等養成奨学金償還免除承認申請書、第6項の規定による看護師等養成奨学金償還一部免除承認申請書又は前項の規定による看護師等養成奨学金償還（一部）免除承認申請書を受理した場合において、奨学金の償還の免除を承認したときは、別記第21号様式による看護師等養成奨学金償還免除承認通知書により、当該借受者等に通知するものとする。
(就業状況等の届出)

第18条 借受者は、県内指定医療機関等若しくは県内訪問看護ステーション又は第16条に規定する医療機関等において看護師等の業務に従事するときは、別記第22号様式による看護師等業務従事届に当該県内指定医療機関等若しくは県内訪問看護ステーション又は医療機関等の長の証明を添えて、知事に提出しなければならない。看護師等の業務に従事する県内指定医療機関等若しくは県内訪問看護ステーション又は同条に規定する医療機関等を変更したときも、同様とする。

- 2 借受者は、奨学金（条例第7条第3項の規定により付される利息を含む。）の償還が完了するまでの間、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに別記第23号様式による看護師等業務退職等届を知事に提出しなければならない。
 - (1) 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事しなくなったとき。
 - (2) 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に第16条に規定する医療機関等において看護師等の業務に従事しなくなったとき又は当該医療機関等に就業した後2年間を経過したとき。

- (3) 奨学金の償還をしている期間中に看護師等の業務に従事している医療機関等又は訪問看護ステーション（条例第2条第1項第1号に規定する訪問看護ステーションをいう。次号において同じ。）を変更したとき。
- (4) 奨学金の償還をしている期間中に医療機関等若しくは訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事しなくなったとき又は看護師等の業務に従事することを再開したとき。
- (5) 退職その他の理由により県内指定医療機関等若しくは県内訪問看護ステーション又は第16条に規定する医療機関等において看護師等の業務に従事しなくなったとき。

(延滞利子)

第19条 条例第10条第1項の規定により延滞利子を徴収する場合において、同項の規定により計算した延滞利子の額に100円未満の端数があるとき又は延滞利子の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てるものとする。

2 条例第10条第3項の規定に基づき延滞利子を減額し、又は免除するときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害等の理由により償還すべき日までに奨学金を償還することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、償還すべき日までに奨学金を償還することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。
- (3) 条例第9条の規定に基づき奨学金の全部又は一部の償還を免除するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

3 条例第10条第3項の規定に基づく延滞利子の減額又は免除は、知事が特に認めるときを除き、延滞利子の減額又は免除を受けようとする者からの申請により行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

(借受け申込みの特例)

2 奨学金の借受け申込み期日は、第2条の規定にかかわらず、昭和37年度に限り昭和37年11月5日までとする。

附 則（昭和51年5月18日規則第21号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の保健婦、看護婦等養成奨学金貸付け規則の規定に基づく借受けの申込みその他の行為は、この規則による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則 (昭和57年10月1日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日規則第35号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年6月6日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の2第1号の改正規定は、昭和61年6月27日から施行する。

附 則 (平成3年3月30日規則第32号の2)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け規則の規定は、平成2年3月1日以後に養成施設を卒業した者の奨学金の償還の猶予及び免除並びに同年4月1日以後に養成施設に入学し、又は入所した者の奨学金の貸付けについて適用し、同年3月1日前に養成施設を卒業した者の奨学金の償還の猶予及び免除並びに同年4月1日前に養成施設に入学し、又は入所した者の奨学金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (平成3年4月1日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け規則の規定は、平成3年4月1日以後に養成施設に入学又は入所する者に対する奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に養成施設に入学又は入所した者に対する奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年1月18日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第39号の4）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け規則別記様式は、この規則による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成5年7月8日規則第51号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け規則の規定は、平成5年4月1日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の償還については、なお従前の例による。

附 則（平成10年7月28日規則第90号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新規則の規定は、平成10年4月1日以後に奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。

附 則（平成11年10月14日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日規則第52号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月14日規則第175号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新規則の規定は、平成12年4月1日以後に奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。

附 則（平成12年10月24日規則第208号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け規則の規定は、平成12年9月1日から適用する。

附 則（平成12年12月26日規則第234号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(1) (略)

(2) 第10条中保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け規則第2条第2号の改正規定

(3) (略)

附 則（平成13年3月21日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の保健婦、助産婦、看護婦等養成奨学金貸付け規則の規定は、平成13年3月1日から適用する。

附 則（平成14年3月29日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月18日規則第92号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の保健師、助産師、看護師等養成奨学金貸付け規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月12日規則第21号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第31号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の保健師、助産師、看護師等養成奨学金貸付け規則の規定は、平成17年4月1日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、

同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月27日規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、平成19年 4 月 1 日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。ただし、保健師、助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第43号。以下この項において「一部改正条例」という。）附則第 2 項の規定により同日前に奨学金の貸付けを決定した者のうち、当該者からの申込みに基づき一部改正条例による改正後の助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例（昭和37年高知県条例第29号。以下この項において「新条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により同条第 1 項の表に定める金額の奨学金の貸付けを決定する者にあつては、一部改正条例による改正前の保健師、助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例（以下この項において「旧条例」という。）及びこの規則による改正前の保健師、助産師、看護師等養成奨学金貸付け規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定により貸し付けた奨学金（一部改正条例附則第 2 項及びこの項の規定によりなお従前の例によるものとして旧条例及び旧規則の規定により貸し付ける奨学金を含む。）並びに同日以後に新条例及び新規則の規定により貸し付ける奨学金の償還については、新規則の規定を適用する。

附 則（平成20年 3 月25日規則第23号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の規定は、平成21年 4 月 1 日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日規則第86号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。ただし、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第73号。以下この項において「一部改正条例」という。）附則第2項の規定により一部改正条例の施行の日前に奨学金の貸付けを決定した者であつて、同日において一部改正条例による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例（昭和37年高知県条例第29号。以下この項において「新条例」という。）第2条第1項第1号に規定する養成施設に在学しているもののうち、当該者からの申出に基づき新条例の規定を適用することとする者にあつては、一部改正条例による改正前の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例及びこの規則による改正前の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の規定により貸し付けた奨学金並びに同日以後に新条例及び新規則の規定により貸し付ける奨学金の償還については、新規則の規定を適用する。

附 則（平成30年3月23日規則第20号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域にある医療機関等
- 2 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏のうち次に掲げる区域にある医療機関等
 - （1）香美市
 - （2）香南市
 - （3）長岡郡
 - （4）土佐郡
 - （5）吾川郡いの町（上八川甲、上八川乙、上八川丙、上八川丁、清水上分、清水下分、小川新別、小川西津賀才、小川東津賀才、小川樅ノ木山、小川柳野、下八川甲、下八川乙、下八川丙、

下八川丁、下八川十田、足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高藪、寺川、戸中、長沢、中野川
及び脇ノ山に限る。) 及び仁淀川町

(6) 高岡郡佐川町、越知町及び日高村

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

親権者又は未成年後見人
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

看護師等養成奨学金貸付け申請書

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けたいので、次のとおり高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

貸付け申請額	月 額			円
貸付け申請期間	年 月 ~		年 月	
ふりがな	-----		生年月日	年 月 日
氏名				
本籍				
現住所				
在学する養成施設	名称	所在地		
入学年月日	年	月	日	
卒業予定年月	年	月		

貸付けを受ける奨学金の返還の債務については、申請者と連帯して、その責任を負います。

年 月 日

連帯保証人 本 籍
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

連帯保証人 本 籍
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

- 注 1 申請者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。
- 2 この申請書に押印した申請者、親権者又は未成年後見人及び連帯保証人の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。
- 3 この申請書には、身上調書（別記第2号様式）、戸籍抄本、誓約書（別記第3号様式）、在学する養成施設の在学証明書、在学する養成施設の長（大学のときは、大学又は学部若しくは学科の長）の推薦書並びに申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

身 上 調 書

申請者氏名		㊦		電話番号		
申請者住所						
家 族	続柄	氏名	年齢	職業	摘要	
親権者又は未成年後見人						
ふりがな		続柄	生年月日		
氏名	㊦					
本籍						
現住所						
職業				年収		
資産	田畑	山林	その他	貯蓄 負債	円	円
連帯保証人						
申請者との関係	ふりがな 氏名	生年月日	職業	年収	資産	
					
					

- 注 1 「家族」欄は、申請者と生計を一にする家族について記入してください。
 2 「親権者又は未成年後見人」欄は、申請者が未成年である場合に記入してください。

第3号様式（第3条関係）

		年	月	日
高知県知事 様				
		住 所 氏 名	Ⓢ	
誓 約 書				
<p>私は、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の規定に基づき奨学金の貸付けを受けることになったときは（受けていますが）、同条例及び高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の規定を遵守し、将来、同条例第2条第1項第1号に規定する県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師又は准看護師の業務に従事することを誓約します。</p>				

第4号様式（第4条関係）

		第	年	月	号
		年	月	日	
住 所 氏 名	様				
		高知県知事			Ⓢ
看護師等養成奨学金貸付け決定通知書					
<p>年 月 日付けで申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第2条第2項の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定により通知します。</p>					
記					
1 奨学金の貸付けを受ける者の氏名					
2 奨学金を貸し付ける金額					
		月額	円		
3 奨学金を貸し付ける期間					
		年	月から	年	月まで

第 年 月 日
年 月 日

住 所
氏 名 様

高知県知事 印

看護師等養成奨学金貸付け不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました奨学金の貸付けについては、高知県
看護師等養成奨学金貸付け条例第2条第2項の規定による選考の結果、貸し付けないこ
とに決定しましたので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第4条の規定に
より通知します。

第6号様式 削除

第7号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住 所
氏 名
電話番号
親権者又は未成年後見人
住 所
氏 名
電話番号

連 帯 保 証 人 異 動 報 告 書

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第7条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 変更した連帯保証人
住所
氏名

2 連帯保証人を変更した理由

3 新たな連帯保証人

借受者との関係	ふりがな 氏名	生年月日	職業	年収	資産

- 注 1 借受者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人が連署してください。
2 この報告書には、保証書（別記第8号様式）及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を添えてください。

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

新たに連帯保証人となる者

本 籍

住 所

氏 名

電話番号

㊟

保 証 書

借受者住所 氏名 は、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸付けを受けていますが、今回旧連帯保証人住所 氏名 に替わり私が新連帯保証人となり、貸付けを受けている奨学金の返還の債務については、借受者と連帯して、その責任を負います。

注 この保証書に押印した新たに連帯保証人となる者の印鑑について、市町村長の証明書を添えてください。

第9号様式（第9条関係）

第 年 月 日

住 所
氏 名 様

高知県知事 印

看護師等養成奨学金一時停止通知書

下記の理由により、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第4条の規定に基づき、年 月 日から奨学金の貸付けを一時停止します（一時停止しました）ので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第9条の規定により通知します。

記

一時停止の理由

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住 所
氏 名
電話番号

看護師等養成奨学金再開申請書

下記のとおり復学し（長期にわたる欠席をやめ）、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第5条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開を希望するので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 養成施設名
- 2 奨学金の一時停止年月日 年 月 日
- 3 復学し、又は長期にわたる欠席をやめた年月日 年 月 日
- 4 養成施設の卒業予定年月日 年 月 日
- 5 復学し、又は長期にわたる欠席をやめた理由

注 負傷又は疾病のため養成施設を休学し、又は長期にわたって欠席していた場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。

第11号様式（第10条関係）

第 年 月 日

住 所
氏 名 様

高知県知事 印

看護師等養成奨学金再開決定通知書

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第5条の規定に基づき、 年 月 日から奨学金の貸付けを再開することを決定しましたので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

第12号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住 所
氏 名
電話番号

看護師等養成奨学金辞退届

下記のとおり奨学金の貸付けを受けることを辞退しますので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第11条の規定により届け出ます。

記

- 1 辞退年月日 年 月 日（ 年 月分から）
- 2 辞退する理由

第 年 月 日
年 月 日

住 所
氏 名 様

高知県知事 印

看護師等養成奨学金取消し通知書

下記の理由により、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第6条の規定に基づき、
年 月分からの奨学金の貸付けを取り消します（取り消しました）ので、高知
県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

取消しの理由

第 年 月 号
日

住 所
氏 名 様

高知県知事 印

看護師等養成奨学金分割償還承認通知書

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり奨学金の分割償還を承認しましたので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第13条第3項の規定により通知します。

記

- 1 貸し付けた奨学金の額 円
- 2 償還させる奨学金の額 円
- 3 奨学金の分割償還をする期間 年 月から 年 月まで

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住 所
氏 名
電話番号

看護師等養成奨学金償還猶予承認申請書

下記のとおり高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第8条の規定による奨学金の償還の猶予を希望するので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第15条第1項の規定により申請します。

記

1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

2 貸付けを受けた奨学金の額 円

3 奨学金の償還の猶予をする予定期間
年 月 日から 年 月 日まで

4 奨学金の償還の猶予を申請する理由

第 年 月 日

住 所
氏 名 様

高知県知事 印

看護師等養成奨学金償還猶予承認通知書

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第8条の規定により、 年 月 日まで奨学金の償還を猶予しますので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。

高知県知事 様

借受者 住 所
氏 名
電話番号

看護師等養成奨学金償還免除承認申請書

下記のとおり高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第9条第1項の規定による奨学金の償還の免除を希望するので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第17条第2項の規定により申請します。

記

1 奨学金の貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

2 貸付けを受けた奨学金の額 円

3 奨学金の償還の免除の要件となる県内指定医療機関等又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事した期間等

(1) 年 月 日から 年 月 日まで ()

(2) 年 月 日から 年 月 日まで ()

4 奨学金の償還の免除を申請する理由

高知県知事 様

借受者その他の者
住 所
氏 名
電話番号

看護師等養成奨学金償還（一部）免除承認申請書

下記のとおり高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第9条第3項の規定に基づく奨学金の（一部の）償還の免除を希望するので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第17条第7項の規定により申請します。

記

- | | | |
|---------------------------|-------|-------|
| 1 奨学金の貸付けを受けた期間 | 年 月から | 年 月まで |
| 2 貸付けを受けた奨学金の額 | | 円 |
| 3 償還済みの奨学金の額 | | 円 |
| 4 未償還の奨学金の額 | | 円 |
| 5 奨学金の全部又は一部の償還の免除を申請する理由 | | |

- 注 1 心身障害の場合は、病院又は診療所の作成した診断書を添えてください。
2 借受者が死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添えて、遺族の方が申請してください。

第 年 月 号
日

住 所
氏 名 様

高知県知事 印

看護師等養成奨学金償還免除承認通知書

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例第9条の規定により、下記のとおり奨学金の償還を免除しますので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第17条第8項の規定により通知します。

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 貸し付けた奨学金の額 | 円 |
| 2 償還済みの奨学金の額 | 円 |
| 3 未償還の奨学金の額 | 円 |
| 4 償還を免除する奨学金の額 | 円 |

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住 所
氏 名
電話番号

看 護 師 等 業 務 従 事 届

下記のとおり看護師等の業務に従事することになりましたので、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第18条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 看護師等の業務に従事する県内指定医療機関等若しくは県内訪問看護ステーション又は高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関等（以下「看護師等業務従事県内指定医療機関等」といいます。）の名称及び所在地

- 2 看護師等業務従事県内指定医療機関等内の部署

- 3 看護師等の業務に従事する期間
年 月 日から 年 月 日まで

注 この届けには、看護師等業務従事県内指定医療機関等の長の証明書を添えてください。

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名
電話番号

看護師等業務退職等届

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第18条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出の事実	<ol style="list-style-type: none"> 1 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に県内指定医療機関等、県内訪問看護ステーション又は高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関等において看護師等の業務に従事しなくなった。 2 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関等に就業した後2年間を経過した。 3 奨学金の償還をしている期間中に看護師等の業務に従事している医療機関等又は訪問看護ステーションを変更した。 4 奨学金の償還をしている期間中に医療機関等又は訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事しなくなった。 5 奨学金の償還をしている期間中に医療機関等又は訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事することを再開した。 6 退職その他の理由により県内指定医療機関等、県内訪問看護ステーション又は高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関等において看護師等の業務に従事しなくなった。
医療機関等の名称及び所在地	
事実発生年月日	年 月 日
届出の理由	

- 注 1 「届出の事実」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 2 「医療機関等の名称及び所在地」欄は、看護師等の業務に従事していた県内指定医療機関等、県内訪問看護ステーション、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関等若しくはこれら以外の医療機関等若しくは訪問看護ステーション又は看護師等の業務に従事することを再開した医療機関等若しくは訪問看護ステーションの名称及び所在地を記入してください。また、「届出の事実」欄の3に該当する場合は、看護師等の業務に従事する医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地も併せて記入してください。
- 3 「事実発生年月日」欄は、看護師等の業務に従事しなくなった年月日、看護師等の業務に従事している医療機関等若しくは訪問看護ステーションを変更した年月日又は看護師等の業務に従事することを再開した年月日を記入してください。
- 4 「届出の理由」欄は、看護師等の業務に従事しなくなった理由（退職、県外への転出等の事実）、看護師等の業務に従事している医療機関等若しくは訪問看護ステーションを変更した理由又は看護師等の業務に従事することを再開した理由を記入してください。